

- 今後は、着手した知的財産施策の実効性を上げるとともに、農林水産関係知財の活用の幅を広げるための施策を、実施していく。

これまでの主な施策（2007年度）

知的財産の創造・活用

農林水産知的財産ネットワーク構築に向けた取組の開始(19年7月)

農林水産分野の研究機関のネットワークを構築するとともに、知的財産情報を集めたポータルサイトを立ち上げ。

「食と農林水産業の地域ブランド協議会」の設立(19年11月21日)

農林水産業の現場の「知的財産」の取扱指針の作成(19年8月)

知的財産の保護

「東アジア植物品種保護フォーラム」の提唱(19年10月)

東アジア諸国における植物新品種保護制度の調和、審査人材の育成等を目指した連携の場として提唱。

「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」の策定(20年3月)

人材育成

普及指導員・JA職員等へのセミナー、地域におけるセミナー等の開催

地方農政局等に相談窓口の設置(19年12月)

施策の実施に当たって、経済産業省と連携を強めていくこととし、「知的財産連携推進連絡会議」を設置。

今後の主な施策（2008年度～）

知的財産の創造・活用

農林水産知的財産ネットワークの本格稼働

農林水産分野の特許や育成者権等の知的財産情報を一元化。また、交流の場を設定。

農林水産物・食品の地域ブランド化支援の実施

協議会活動における情報提供の活発化、地域ブランド化の取組主体への支援事業(3年間)の開始。

農林水産現場の知的財産の活用・流通のための手法の開発

知的財産の保護

「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置・人材養成等協力活動の推進

育成者権等知的財産の保護を支える基盤技術の開発・実用化

DNA品種識別技術開発の促進、標本・DNA保存体制の整備

海外における権利侵害への有効な対抗支援

商標権等に関する情報収集・提供、海外における権利取得支援

人材育成

地域レベルにおいて経済産業省や弁理士会等との連携のもと、農林水産関係者への知識普及を実施

推進体制

現在の生産局種苗課を改組し、「知的財産課」を創設(平成20年8月予定)。

各局庁とは、引き続き各局庁の知的財産チームメンバーを通じて、省全体として推進。